

令和３年度和歌山県消費生活審議会会議録

1 開催日時及び場所

令和３年１０月２６日（火） １３：３０～１５：００

和歌山県薬剤師会館 ４階 大会議室

2 委員の現在人数と出席者名

委員の現在人数…１５名

【出席者氏名】

岡崎 裕 委員

東 紘資 委員

丸山 哲 委員

岡 広子 委員

竹本 佐知子 委員

玉井 勝代 委員

藤井 延子 委員

中原 雅子 委員

成瀬 静夫 委員

成戸 文子 委員

細川 泰徳 委員

脇田 保美 委員 以上１２名

3 事務局出席者

生駒 環境生活部長

中村 県民局長

嶋田 県民生活課長

嶋岡 消費生活センター所長 他担当課職員

4 議題

第二次和歌山県消費者教育推進計画の進捗状況について

5 報告事項

成年年齢引き下げに伴う若者への消費者トラブル未然防止の取組について

6 傍聴者

なし

7 議事概要

発言者	内容
司会	ただいまから和歌山県消費生活審議会を開催いたします。 本日の司会進行を務めます県民生活課副課長の古根川と申します。 どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、開会にあたりまして、環境生活部長の生駒よりご挨拶を申し上げます。
部長	環境生活部長の生駒と申します。 本日はお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。 また、日頃は消費者行政の推進にご理解ご協力をいただいております、改めてお礼を申し上げたいと思います。 本日はご案内のとおり第二次和歌山県消費者教育推進計画の進捗状況についてご報告議題とさせていただきます。 本計画には消費者教育についての具体的な取り組みを掲げてございまして、その進捗をご報告させていただくものでございます。 また、計画の中には特に重点的に取り組む事項といたしまして、若年層に対する消費者教育の推進、また、高齢者等に対する消費者教育・啓発を掲げてございます。 若年層に対する消費者教育の推進といたしましては、学校への講師派遣、又は、「社会への扉」なる教育教材を活用した授業の実施など、若者を自立した消費者へと育成するための取組を進めているところでございます。 今年も取り分け、来年度に迫りました成年年齢引き下げに伴う若年者の被害防止に対する取組が大変重要となってございました。 本日は議題をご審議していただいた後に、報告事項として今年度から予定しております、2つの新たな取組についてご報告させていただくこととしております。 また、高齢者に対する教育・啓発につきましては、現在全ての地域におきまして高齢者を見守るネットワークを構築するための「消費者安全確保地域協議会」の設置を働きかけているところでございまして、現在、6つの市町において協議会を設置させてございます。今年度、この後、4町で設置を予定いただいていると聞いております。 引き続き、高齢者の消費者被害防止のため、こうした見守りのネットワークが県内全体で広がるよう取り組みを進めていきたいと考えております。 本日は、これらの取り組み状況に加えまして、現計画の内容に対して、それぞれの視点からご審議をいただきまして、忌憚のない意見をいただきたいと思いますと思っております。 本日はどうぞよろしくお願いいたします。
司会	それでは、本日もご出席いただいております委員の皆様方をご紹介いたします。 会長の岡崎委員。 副会長の丸山委員。 東委員。 岡委員。

	竹本委員。 玉井委員。 藤井委員。 中原委員。 成瀬委員。 成戸委員。 細川委員。 脇田委員。 なお、本日は、浅田委員、山本委員、坂口委員は欠席されております。 以上、本日の出席委員は１２名でございます。委員総数１５名の過半数となっておりますので、和歌山県消費生活条例第３１条の規定により、本会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。 続いて、事務局側の出席者を紹介いたします。 環境生活部長の生駒です。 県民局長の中村です。 県民生活課長の嶋田です。 県消費生活センター所長の嶋岡です。 本日は、文化学術課、県立学校教育課、生涯学習課、義務教育課、県教育センター学びの丘の職員も出席しております。 続きまして、本日の日程につきましては、お手元の会議次第により進めます。 まず、お手元の資料の確認をお願いします。 資料はお揃いでしょうか。 なお、本日の会議の会議録については、和歌山県消費生活審議会運営規則及び和歌山県消費生活審議会傍聴及び会議録閲覧に関する要領により、公開することになっておりますので申し添えます。 それでは、この後の議事進行につきましては、条例第３０条により会長が議長となることとなっておりますので、岡崎会長にお願いしたいと存じます。 岡崎会長よろしくお願いいたします。
議長	みなさんこんにちは。 先ほど、委員の挨拶の時に私が黙って頭を下げたので、何も言われなかったのですけども、会議ですので是非忌憚のないご発言をお願いしたいと思います。 では、規定により議長を務めさせていただきます岡崎でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。

	委員の皆様方におかれましては議事の円滑な進行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。 では、まず会議の次第に入る前に、委員の交代についてご報告があったと思いますので事務局から説明をよろしくお願いします。
事務局	私の方から説明させていただきます。 当委員会の委員でございました津田美法委員から、令和３年４月１日付で委員辞任の届け出があり受理させていただきました。 後任について津田委員をご推薦していただいた和歌山県生活協同組合連合会宛に後任者の推薦を依頼したところ、同連合会副会長理事の藤井延子様をご推薦いただきましたので、この度、津田委員の後任者として藤井委員を委嘱させていただいたことをご報告させていただきます。
議長	ありがとうございました。 それでは既に配布されております次第に基づきまして進めさせていただきたいと思います。議題１の「和歌山県消費者教育推進計画の進捗状況について」事務局より説明をお願いします。
事務局	私の方から説明させていただきます。 お配りしている資料１、２、それから第二次和歌山県消費者教育推進計画をご覧ください。 第二次計画では、第３章「消費者教育施策の推進」の３４ページから今後の方針と具体的な取組を体系的に記載しております。お配りしている資料２はこの体系ごとに、県で推進する施策の昨年度の実績と、今年度の予定をとりまとめたものでございます。このうち、取組の概要について、資料１にまとめておりますので、これに沿って説明いたします。 資料１をご覧ください。 資料１ １ページ「（１）ライフステージや場の特性に応じた取組 ①学校等－幼稚園、保育所、認定こども園」についてご覧ください。 まず、金融広報アドバイザーの講師派遣についてですが、昨年度は新型コロナウイルス感染拡大が影響して申込みがありませんでした。 また、今年度についても、１件の申込みがありましたが、同様の理由により中止となっております。なお、受付は一時見合わせておりましたが、現在は再開しております。 次に、「県独自教材の確保・提供」についてです。 令和元年度に作成し、県内全ての保育所、幼稚園等に提供いたしました紙芝居「たいせつなくれよん」ですが、昨年度の活用状況調査では約８割の施設で活用いただいております。 今年度には、昨年度の調査結果を元に、教材の活用実績や方法を情報提供し、より一層活用いただけるよう改めて周知を図りました。

次に、「①学校等—小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校」につきましては、「学校における消費者教育の担い手育成事業」を実施しております。

これは、教員による消費者教育授業の実践を支援するため、教育委員会の協力を得て、外部講師を学校に派遣し、授業を実施する取組でございます。昨年度は県内23校65クラスの実施となりました。コロナの影響により休校措置が執られたこともあり、元年度から8校15クラスの減少となっています。

しかしながら、今年度は、今のところ、33校92クラスで実施予定となっており、状況が落ち着くようであればほぼ例年並みに実施できるものと考えています。なお、エシカル消費関連としては、昨年度は2校で実施、今年度は5校で実施予定となっています。

また、このデモ授業には、金融広報アドバイザーの派遣も含まれています。昨年度は17校39クラスで、今年度は9月末時点で6校8クラスで実施しております。

この事業は、消費者教育の推進において、核になる取組であり、教育委員会を通じて学校へ事業を周知してまいります。

次に、2ページ、「金融・金銭教育研究校の委嘱」についてです。この取組は、研究校に対して、金融広報アドバイザーの講師派遣、授業で用いる教材・資料等の提供、授業の実践事例等の紹介を行うほか、研究・実践に必要な費用の一部を助成するもので、昨年度は、金融教育研究校として、県立和歌山北高校へ、今年度は県立和歌山さくら支援学校へ委嘱しています。

次に、「県独自教材の活用」についてです。

昨年度は、来年度から施行される成年年齢引き下げにより懸念される若者への消費者被害の未然防止を図るため、進学や就職など、新生活を迎えた若者に起こりやすい消費者トラブルを、4コマ漫画形式で紹介したパンフレット「気を付けて！悪質業者は君を狙っている！」を作成し、卒業を迎える県内全高校及び支援学校73校の3年生を対象に8,763部を提供したところで、約8割の学校で活用されています。

次に、「消費者教育教材「社会への扉」活用」についてです。これは、消費者庁作成の高校生向け消費者教育教材「社会への扉」を、県内高校等で活用する取組です。昨年度は県内73校へ10,522冊（一年生分）提供し、約9割の学校において、主に公民科や家庭科の授業で活用いただきました。今年度についても既に送付しており、県内の高校で活用する予定となっています。

次に、「高等学校学習指導要領の改訂に伴う取組」についてです。

昨年度は、令和元年度に引き続き、新学習指導要領改訂に伴う移行措置として、家庭科の授業において「契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定」の事項を加えて取り扱うよう教育委員会から各校に指導しました。また、新学習指導要領実施に向けては、教務部長会等で説明を行いました。

今年度も、引き続き各校を指導するとともに、新学習指導要領実施に向けて各教育課程研究協議会等において説明を行います。

次に、3 ページ、「①学校等－大学、専門学校等」については、「消費者啓発講座の実施」として、昨年度は県消費生活センターの消費生活相談員を、和歌山大学など4校へ派遣し、契約や悪質商法についての講座を実施しました。今年度も4校への派遣を予定しています。

教員等になる学生を対象とした消費者教育の実践支援については、先程の講師派遣校のうち、昨年度、今年度とも和歌山大学1校で実施されています。

また、昨年度には消費生活青年リーダー養成講座を実施しています。多くの学生に参加いただくため、和歌山大学で行う「教養の森講座」で青年リーダー養成に係る講座を行いました。受講者は42名で、現在7名の方が消費生活青年リーダーとして登録されています。

次に、「県独自教材の確保・提供」についてです。

2 ページの再掲となりますが、啓発パンフレット「気を付けて！悪質業者は君を狙っている！」を県内全8大学の入学生を対象として、2, 175部提供し、約8割の大学において主に入学時のガイダンスで活用されました。

活用状況のアンケート調査結果につきましては、後ほど資料5にて説明いたします。

次に、「②地域社会－地域」につきましては、「消費者啓発講座の実施」として、県消費生活センターの消費生活相談員を派遣して行う消費者啓発講座を、昨年度は田辺市のなごやかサロンで1回実施しました。今年度は2回の実施を予定しています。

「生活教養講座の実施」については、県消費生活センターにおいて、生活情報や災害に備える知識など幅広く学べる生活教養講座を、昨年度は8回実施しており、今年度も8回を予定しています。

4 ページをご覧ください。「金融広報アドバイザー講師派遣」については、昨年度は3回、今年度は9月末時点で1回の実施となっています。

次に、「県独自教材の活用」についてです。

令和元年度に幼児期向け消費者教育教材として作成した紙芝居「たいせつなくれよん」や平成30年度に作成した小学生向け教育教材「消費生活マークマスター」については、既に提供している県内幼稚園・保育所や小学校だけでなく、図書館や図書館を中心に活動している団体に提供し、館内イベントや読み聞かせ活動等の教材として活用を進めています。

昨年度は、和歌山市民図書館へ協力依頼を行い、今年9月末時点で、一般利用者への貸出しが26件ありました。

今年度は、海南 nobinos と海南市下津図書館へ教材を提供し活用を進めているとこ

ろで、今後、他の図書館での活用も広げていきたいと考えています。

また、紙芝居については、今年8月に再度アンケート調査を行いました。資料4に結果をまとめましたので、後ほど説明します。

次に、「②地域社会－家庭」につきましては、「消費生活サポーターを通じた情報提供」を実施しております。昨年度は地域で活動する消費生活に関するボランティアである消費生活サポーターを通じ、注意喚起情報「ホットな消費者見守りニュース」を年12回、情報誌「くらしのとびら」を年4回提供いたしました。今年度も引き続き取り組んでいるところです。

次に、「③職域」については、「消費者啓発講座の実施」として、消費生活相談員及び金融広報アドバイザーを事業所等に派遣して、消費者啓発講座を実施しております。昨年度は、株式会社和歌山放送を含む3社に、今年度は1社の実施を予定しています。

5ページ目「金融広報アドバイザー講師派遣」は、昨年度には1回、今年度は2回の実施を予定しています。

次に、「(2) 関係機関との連携・協働 ①教育行政分野や福祉行政分野など県関係機関との連携－教育行政分野との連携」については、県と県金融広報委員会の主催で教員向け消費者教育セミナーを実施しました。これは県教育センター学びの丘の中堅教諭等資質向上研修として位置づけられており、学校関係者43名の参加がありました。

今年度も、成年年齢引き下げに対応する消費者教育をテーマに、12月に開催予定となっております。

次に、「消費者教育」についての講義動画の作成についてです。

これは、県教育センター学びの丘での新たな取組となります。各学校で行う先生方の研修に活用するため、消費者教育に精通した大学の教授を講師とした研修動画を作成し、個人や校内で活用できるよう、当センターのウェブページに掲載を予定しております。

次に、「共育支援メニューフェアの開催」についてです。

これは、教育委員会主催で、学校教育関係者・社会教育関係者に対し、出前授業や体験活動等を紹介するイベントで、昨年度は新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、中止となりました。

また、今年度以降については、きのくにコミュニティースクール等の既存事業へ移行し、教育行政分野との連携を進めていく予定です。

次の「①教育行政分野や福祉行政分野など県関係機関との連携－福祉行政分野との連携」につきましては、「県消費者被害防止ネットワークによる情報提供」を実施しております。県では、福祉団体や弁護士会、また県の福祉行政部局や消費者行政部局などにより、消費者被害防止ネットワークを構成しております。昨年度は、注意喚起情報「見守り新鮮情報」を24構成機関・団体に14回情報提供しました。

6ページをご覧ください。「①教育行政分野や福祉行政分野など県関係機関との連携－その他、消費者教育関係分野」について、「学校における消費者教育の担い手育成事業」を再掲しており、食育分野、環境教育分野と連携して講師を派遣しております。

次の「②消費者団体、専門士業団体、事業者等との連携」については、「生活教養講座の実施」を再掲しており、昨年度は、NPO法人白浜レスキューネットワーク等に講師を依頼し、実施いたしました。

次の「関係団体の取組」につきましては、13団体で34の取組が行われています。

資料3にまとめておりますので、資料3をご覧ください。

主な取組として、番号①NPO法人消費者サポートネット和歌山では、消費者市民社会づくりに寄与するセミナーを毎年1月と5月に開催しております。また、番号②県生活協同組合連合会では、SDGsの啓発の一環として、SDGs学習会を毎年開催しているほか、昨年度からフードドライブ事業等にも取り組んでおります。

番号③わかやま市民生協では、消費者被害のない、だれもが安心して暮らすことができる地域づくりに向けて、消費者トラブルなどの啓発講座・学習会の開催を行っております。

今後も関係団体の皆様と連携して、消費者教育を推進してまいります。

資料1の6ページにお戻りください。

「③災害時、非常時における消費行動の情報提供と関係機関との連携」については、「生活教養講座の実施」を再掲しています。県消費生活センターでは、昨年10月に行った「動物由来の感染症のはなし」など、今話題の生活情報や災害に備える知識などを幅広く学べる生活教養講座を開催しました。

次に、「(3)消費者教育の担い手の育成」については、地域において、消費者教育ができる人材の養成講座を開催しています。昨年度の実績はありませんが、今年度は、スマホやネットなどのデジタル化に対応した消費者教育に取り組む団体を育成する予定です。

今後も、人材の掘り起し・養成を進めてまいります。

次に、「教員に対する専門研修事業」としまして、県教育センター学びの丘におい

て、昨年度は初任者のための教育の情報化に係る研修、また食に関する指導と栄養管理に係る研修などを行いました。今年度も引き続き実施の予定です。

次の「(4) 市町村の取組支援」については、「地方消費者行政強化交付金を活用した市町村が実施する消費者教育等の取組に関する財政支援」を行っております。昨年度は、有田市を除く29市町村に31,202千円を交付しており、市町村における消費生活相談窓口の設置・運用、消費者教育・啓発に対して支援しました。今年度も引き続き支援を行ってまいります。

7ページ目をご覧ください。「市町村消費生活相談員の研修や消費者行政担当者に対する研修」については、昨年度は、市町村相談員2名に対しOJT研修を実施し、今年度は1名の実施を予定しています。また、昨年度は市町村消費者行政担当者に対して、基礎・実務・専門研修を実施しており、今年度も同様に行います。

それでは、先ほど県独自教材の活用でお伝えしました幼児期向け消費者教育教材「紙芝居 たいせつなくれよん」と、若者向け啓発パンフレット「気を付けて！悪質業者は君を狙っている！」の活用状況アンケート結果の概要についてご説明いたします。

資料4をご覧ください。

紙芝居「たいせつなくれよん」については、昨年、県内の幼稚園、保育所、認定子ども園など約300箇所に配布をし、活用状況の調査を行いました。

その調査結果を元に、今年6月に配布した施設に対し、教材の活用実績や教材に対する感想や意見、読み聞かせ後の園児たちの様子などの情報を提供し、教材の活用につながるような取組を行ったところです。

また、その後、8月に再度アンケート調査を行ったところ89箇所から回答があり、活用状況について、活用した・予定があるという回答が80件89.8%、活用予定なしという回答が9件10.2%という結果でした。

教材についての評価・感想としては、「くれよん」という園児にとって身近な物を題材としているため、親近感を持って自分のこととして捉え、自発的に自分のクレヨンを確認して整理したり、園児同士で指摘しあうなど、園児の行動に変化が見られたという声も多くありました。

調査結果としては、活用実績の情報提供など再度の活用促進の取組により、前回調査と比べ活用予定のない施設の割合が、16.5%から10.2%に減少していますが、どうしても一定割合が残る状況です。

そのため、幼稚園・保育所等の施設だけではなく、図書館や図書館を中心に読み聞かせを行う団体等にも教材を提供するなど、地域での活用を進めているところです。

	引き続き、資料５をご覧ください。 「気を付けて！悪質業者は君を狙っている！」については、高校卒業や大学入学を迎える若者を対象とし、新生活を始めた若者が巻き込まれやすいトラブル事例や注意点を紹介したパンフレットとなっており、今年１月に県内の高等学校、特別支援学校及び大学の８１校に提供しました。 また、活用状況のアンケート調査は、今年４月に配布先を対象に実施し、７３校から回答がありました。 活用状況については、７３校のうち、６２校８４．９％の学校で活用されており、このうち、２２校３５．５％が授業等などで活用されていました。 大学については、入学時のガイダンス等での配布のみでした。 次に、学校側が、学生たちが特に気を付けなければならないトラブルとして重要だと感じた事例をグラフに示しています。クレジット契約が２７．３％と最も多く、次いでマルチ商法が２５．０％、敷金トラブル、お試し価格・キャンペーン商法、定期購入によるトラブルが同率の１３．６％となっています。 また、必要な教材・啓発物については、DVD等の動画教材を求める声が多く、スライド表示できるパワーポイント等の教材やリーフレット等の冊子との声もありました。 取り上げてほしい題材や知りたい消費者トラブル対策については、SNSやオンラインゲーム、ネット通販等のインターネット関連という回答が多くありました。 今回の調査によって、重要と感じているトラブル事例や、どのような教材を求めているかなど、教育現場の先生方の声を集約することができました。 調査で得られた意見を参考に、今後、成年年齢引き下げに対応する啓発事業に取り組んでまいります。 以上で第二次和歌山県消費者教育推進計画の進捗状況についての説明を終わります。
議長	ありがとうございました。 今のご報告ご説明に関しまして、ご意見ご質問があれば出してもらえればいいと思います。いかがでしょうか。 今、皆さんがご質問を考えていただいている間に、少し整理をしていただいた方がいいのかなと思うのですが、消費者教育推進計画進捗状況という話で、どちらかと言えば学校と地域社会という、割と大枠の二つに分かれてのご報告だったのかなと思います。その中で、両方にわたって出てくるキーワードとして担い手育成事業というのがありました。担い手育成は、教育・学校の担い手育成と社会における担い手育成ではニュアンスが変わってくると思います。 私からの質問ですが、資料１の１ページ目の学校等における担い手育成事業について

	ですが、これは何を指すのですか。 学校における担い手育成というのは学校の先生が対象なのですか。
事務局	外部の講師を学校の授業等に派遣し消費者教育の講義等をしてもらうものになります。それは生徒だけに対して行うものではなくて、学校の先生にも講義の内容や進め方を見ていただいて、自分の学習、授業をする時の見本として役立てていただく、先生にも講義を自分の授業に取り入れていただくような形の取り組みになります。
議長	ということは趣旨としては二重の意味があると捉えていいのですか。 例えば、高校だったらクラブ活動があるので、そういう所で後輩に伝えていくという意味での担い手育成、そして、先程言われた学校の先生も担い手になってくださいねというようなニュアンスの要望ということですかね。
事務局	そのとおりです。
議長	それは理屈としては分かるのですが、その辺は整理をしないと、なんとなく「消費者問題は大事だぞ」とか「騙されたらダメですよ」と話しをしていることを、例えば私は大学の教員で担い手育成をまさに大学でやっていまして、そういう意味では今後担い手になってくれるであろう若い学生達に、担い手育成として、消費者教育というプロセスがあることを紹介し、あなた達も一度やってみなさいねということを育成するんですね。 それと、例えば今言われているような一般的な学校に講師を派遣して行われている消費者教育というものが微妙にニュアンスが変わってくるんですね。 ただでさえターゲットが二つに分かれているので方向性が二つあるということを、はたして学校現場における子供達並びに教員がそれぞれ適格に把握をしているかについて、ちょっと分かりにくいのではないのかなと推測されますね。 みなさん何かご質問ありますでしょうか。 ご意見がなかなか出ないようですので、本来ならばこの手のものというのは普段教育現場におる者のご質問等でくるのですが、残念ながら本日ですね大学の教員として参加しているのは私だけなので、なんとなく一人で喋っているのですが。 教育関係といえば社会教育的な活動をなさっている花王コラボミュージアムの細川さん、何かご意見等ありますでしょうか。
細川委員	質問になるのですが。 例えば学校に対する取り組みとかがいくつかあったと思うのですが、そういうものは例えばある学校でそういった取り組みをされている時、その学校で全クラスにされているのか、特定のクラスだけなのか教えていただきたいと思います。

事務局	講師派遣については両方のケースがございます。 担任の先生が自分のクラスだけ講義する使い方もありますし、体育館等に集まっていただいて全体若しくは2クラス、3クラスに講義するものがあります。
細川委員	ケースバイケースになり全体でしているケースもあれば、1クラスでしている場合もあるということですか。
事務局	そのとおりです。
議長	それは注文によってということですね。
事務局	そのとおりです。 ご要望によって対応させていただく形になります。
議長	何か質問はございますか。 非常に情報量が多いので、分かりにくい所もあったかと思いますが。 いかがでしょうか。
脇田委員	読み聞かせと出前講座は農協でもやっているのですが、小さいグループで小学5年生を対象にやっているのですけども、その時にもうちょっと深くやってみたほうがいいなと思いました。
議長	それはJ Aとしてということですか。
脇田委員	はい、そうですね。 金融広報アドバイザーというのはどういったものなのですか。
議長	金融広報アドバイザーの活動内容についてご質問です。
消費生活センター	消費生活センターの鳴岡です。 金融広報アドバイザーというのは、和歌山県金融広報委員会という組織がありまして、そちらの組織の中で消費生活相談員であったり、あるいはファイナンシャルプランナーであったりと専門家の方を委嘱しておりまして、その方がそれぞれ学校であったり地域であったり、そういった所から要請があればそちらの方へ出向いて、それぞれの専門分野から研修・啓発をさせていただくというようなことを担っていただいている方になります。
議長	金融の問題についてはわりとさらっとご報告いただいたのですが、実は今回の新学習指導要領、来年度に高等学校が完成年度を迎えて概ね小中高とそろそろ格好となるの

	ですが、今回の改訂の中の一つの目玉が金融なんですね。 つまり学校で金融ということを教えようということが、かなり明確に方向性が出されました。 そういう意味で言うと、積み立てNISA等よくテレビのコマーシャルで扱われるようなものを学校が、これは大体概ね家庭科なんですけども、家庭科のカリキュラムの中で、例えば金融商品をどう購入するのか、そして金融というものに直接関わって、例えば財をどういう形で自分が保持しそれを拡大していくのかというようなことを学校が教えるということになっています。 ですから、今後おそらく金融広報アドバイザーというものが、今おっしゃったように中々一般的には見えにくいので、むしろ消費者教育という文脈においては非常に重要になってくるのかなとは思いますが。 先程の報告にもありました新学習指導要領と言って、これは去年何をしたという話ではなくて、これから先の話ですね。ここから先10年間、消費者問題、消費者教育というものが、これは文科省の方でも具体的に項目として消費者教育として挙げられています。そういった意味では積極的に展開すべき内容なのかなと思います。 今、協力団体や関係団体の取り組みを拝見していくと、和歌山県の生協連ですね。 取り組みが非常に多くて非常にご協力いただいていると思うので、生協連の藤井委員に参加していただいています。 藤井委員いかがでしょうか。
藤井委員	報告をいただいて一つの感想があります。 今まで私が見えていたのは地域の取り組みということだけだったんですけども、いろんな所で消費者教育が行われているんだなということを、この報告を聞いて改めて理解できました。 生協連はということですが、生協連は消費者団体ということですので、資料にもありますようにSDGsであったり、消費生活サポーター、生協大会ではいつも消費者教育というところを念頭において講演会をしたりしています。 昨年度については、コロナの影響があり活動が制限された状態であったのですが、これからは状況を見ながら、いろんなことが出来るのかなと考えています。 ですので、市民生協が権限の中では、消費者団体ということにはなるんですけども、いろんな活動が制限されている中で、出前講座という形でいろんな取り組みをしていきたいと思っています。 ちょっと質問になるのですが、ご報告いただいた進捗状況を踏まえて和歌山県内の消費者教育推進がどうなっているのかというのが、後の議題に入ってくるのかもしれませんが、全体的にはどうなのでしょう。 そういう評価というのを一言いただけたらと思うのですが。
議長	ありがとうございます。 今、藤井委員がおっしゃったのは数字が沢山並んでいるけども実際はどうか。

	例えば、5校に派遣しましたというのは分かるけども、これが多いのか少ないのかというのは判断の基準がないので判断しようがないというのがご意見だったと思います。 それは本当にごもっともだと思いますが、何か今のご意見・ご質問に対して担当の方から何かご意見はございますでしょうか。
事務局	おっしゃる通りで、講師派遣の数がこれで十分だとは県も考えてはおりません。 まだまだ沢山の学校がある。その全部の学校に講師派遣できるほど活発な形で消費者教育を進めていけたらなと思うのですが、なかなか人間的なものもあれば時間的なこともあり、そして学校の先生への消費者教育というものの意識づけのこともありますので、できる限り県の方も県民生活課だけの話ではなしに教育の現場等も踏まえて教育委員会と連携を取りながら、これから学校教育の方、地域の方に進めていけたらなと思っております。
議長	ありがとうございます。 不十分というご意見ですが、ご質問は不十分かどうかですら分からないというご質問だったと思います。 おそらく、この計画を立てた時に、数値目標の話があったと思います。 ただその数値目標を設定すること自体が、例えば、その数字をクリアできればそれで良いのかという議論にもなったかと思うのです。 ですので、ご担当の方が不十分だという認識を持っておられるということが、むしろすごく重要なと思います。 やはり、まだまだ開拓あるいは進捗の余地もあるということで、今回、まさにその進捗報告ということでありまして、平成30年に決められたこの計画はまだしばらく続いてまいります。 この折に触れて、また去年よりも今年、今年よりも来年、少しずつでも上積みしていくことが和歌山県における消費者教育の方向性、実績になっていくと思います。 それを実際にどういう教育を行うかによって、どういう効果があったのかということとは、中々見えにくいことですが、しかしそれこそ私達が目の前の社会の動きを見ながら一つ一つ確認していくことが必要だと思っております。 なかなか社会の動きなんてガラッと変わりましたとは思いますが、着実に少しずつ前に進んでいければと思います。 何かご質問等ありますか。 一つだけ耳の痛いことで申し訳ないのですが、先程のご報告の最後の方にありました調査の件です。 二つの調査が示されておりまして、一つが「たいせつなくれよん」という教材の活用状況並びにその効果ということでした。 ちょっとまずいと思うのは、このペーパーだと円グラフがあり三色で展開されている

	のですが75%が活用したということで、使っているなというイメージなんですけども、問題は配った対象が289箇所では回答があったのが89箇所なんです。 つまり、もとよりこれは回答の回収率が3割しかないということなんです。 その中で活用したのが75.2%ということですので、実数からいうと89の更に4分の3ということになります。 ですから、これはまだまだという風に解釈しないといけません。 回答するという自信があるから回答する訳であって、そもそも回答していない289引く89の配布対象はおそらく何も回答できるものがないという状況だと思われます。ですから、そういうマイナスの方に目を向けて今後の発展の可能性を探っていく方がフェアかなという風には思いました。 それはリサーチでも同じような記載になっていたもので、ちょっとこれは現状に甘んじてしまうリスクがあるのかなと思いました。
藤井委員	この「たいせつなくれよん」を見たことがなくて、どういう感じなのかなと思って。 これホームページか何かで公表はしていますか。
事務局	ホームページに公表しています。
藤井委員	ホームページから取ることもできるのですか。
事務局	取れます。
藤井委員	それであればまた活用していきたいと思います。
議長	今ホームページというお話がありましたが、実はこの会が始まる前に少し話をしていたのですが、消費者教育「マークマスター」という教材を4、5年前に作りました。 カルタのようなカードゲームになるのですが、基本的には小学生向けで和歌山県下の全ての小学校に二つ、三つ配布しています。 この活用状況がなかなか見えにくいところがあるのですが、基本的には非売品なんです。 要は配って終わりということなんですけど、非常にこれよくできておりまして、消費者庁の賞をもらったんですね。非常によくできた教材です。 これも実は藤井委員がおっしゃったように県民生活課のホームページにあるんですよ。ダウンロードできるんですね。パソコンとプリンターさえあれば、ダウンロードしてプリントアウトしてハサミで切ればカードになります。 ですので、これはいい教材ですから「たいせつなくれよん」もそうなんですけども、お金をかけて作っているのだから、当然行政のやることです。金儲けではないので、広く活用を促すのであれば、やっぱり宣伝するのはホームページを上手に活用して、こういうのを作りました、賞を取りましたというようなことを載せてですね、そうすれば和歌

	山県以外の多くの消費者教育に関わる小学校、幼稚園にアピールできるのかなと思いました。 ぜひ今の時代ですからメディアをフルに活用していただきたいと思います。 他にご意見・ご質問はありますか。
東委員	成年年齢の引き下げに関して、パンフレットを高校生とかに配布されているというアンケートがあったと思うのですが、このアンケートを踏まえて、また改めて取り組むということだと思うのですが。 このアンケートを見ていたら１、２年生の活用がほとんどなくて、今まさに高校２年生とか、次に１８歳になって当事者になっていくと思うのですが、このパンフレットをもう１回配布するのか、あるいは改良して授業に使っていただいていくのだと思うのですが、それはタイミングとして、もう結構緊迫していると思います。早くしないとどんどん１８歳になっていくと思うのですが、大体その辺りのスケジュールというものはどうなっていますか。
事務局	東委員がおっしゃるとおりで、来年度４月から法施行されますので、成年年齢引き下げに関する消費者トラブルというのは喫緊の課題だと考えております。 この後になるのですが、報告事項の「成年年齢引き下げに伴う若者への消費者トラブル未然防止の取組について」ということで、この後、二つの事業をご報告させていただきたいと思っております。
議長	それでは時間も過ぎてきましたので、令和３年の議題については、当審議会で進捗状況に関する議案について承認ということによろしいでしょうか。 それでは、承認をされたということによろしく申し上げます。 この計画そのものが、先程も申し上げましたようにこれからも続いてまいります。行政のほうでより効果的な取り組みをしていただくようよろしくお願いします。 それでは、続きまして先ほどお話にありました報告事項「成年年齢引き下げに伴う若者への消費者トラブル未然防止の取組について」について事務局のほうから説明をお願いします。
事務局	来年４月１日より開始する民法改正による成年年齢引き下げによって社会経験が乏しい若年者の消費者被害の増加が懸念されます。そのため、成年年齢引き下げに向けた若年者向けの取組を２点実施しますので、その概要を説明させていただきます。 まず、資料６をご覧ください。 「ＳＮＳを活用した消費生活相談の実証実験」についてご説明いたします。

現在、若年者の多くがコミュニケーションツールとしてSNS等の利用が増え、電話を利用しない傾向となっており、また、若者の消費生活相談の利用件数についても横ばいの状況です。

そこで若年者が消費生活相談をしやすい環境を整備するため、消費者庁においてSNSを活用した消費生活相談の実証実験を実施し、SNS相談導入にあたっての課題や問題点等を検証・検討を行っております。

実証実験については、令和元年度から実施されており、当県においては今年度より実証エリアとして手を挙げた次第です。

実施概要については、2ページをご覧ください。

本事業は、無料通信アプリ「LINE」を活用した消費生活相談窓口を開設し、相談を受け付けるというものでございます。

今年度の実証エリアは兵庫県、和歌山県、広島市となっており、実施期間は11月2日から来年の1月29日の約3か月間となっております。受付時間については、若者が利用しやすい時間帯である16時から20時に設定されております。

本事業においては、公益社団法人全国消費生活相談員協会が受託し、運営を行っております。

試行イメージについては、下段の表をご覧ください。

相談者がLINEを通じて相談を行い、全国消費生活相談員協会の相談員が対応します。また、必要に応じて県消費生活センターへ相談情報の引継ぎ・連携が行われるという流れとなっております。

県としましては、実証期間内に多くの方に利用をしていただくために、教育機関、公共施設、コンビニ等にチラシなどの啓発資材を配布し、周知啓発を行っているところでございます。

続きまして、資料7をご覧ください。

成年年齢引き下げに伴う消費者トラブル未然防止に関して周知啓発を行うため、SNS等のネット媒体を活用した若者向けの事業となっております。

事業内容としては、3点ございまして、1点目は成年年齢引き下げによるトラブル防止対策を啓発する特設サイトの構築・運営、2点目が県内の高校生年代やその親世代をターゲットとして、YouTubeなどのSNSやYahoo!などの検索サイトでWEB広告を発信し、トラブルの未然防止を呼びかけ、特設サイトへの誘因を図ります。3点目が県内の全高校生に対してチラシを配布し、紙媒体で周知啓発するとともに、WEB広告や特設サイトの閲覧数等の上昇につなげていければと考えております。

また、本事業では高校生年代の親世代もターゲットとしており、WEB広告での発信や、チラシを自宅へ持ち帰ることで、親子でトラブルの未然防止について話をする機会を持ち、家族で意識を高めることができるのではと考えております。

現在事業者選定が終了し、12月からの啓発実施に向けて、準備を進めているところでございます。

また、成年年齢引き下げに関する啓発については、今後も必要であると考えておりますので、今年度の啓発効果について分析・検証を行い、来年度以降も、より効果的な啓

	発ができればと考えております。 以上で成年年齢引き下げに伴う若者への消費者トラブル未然防止の取組についての説明を終わります。
議長	ありがとうございます。 報告事項「成年年齢引き下げに伴う若者への消費者トラブル未然防止の取組について」ということで2点ご報告をいただきました。 今の報告に関してご質問・ご意見はありますでしょうか。 先程ですね、東委員の方からいただいたご質問とちょっとずれていて、先程ご質問いただいたのは消費者教育教材「気を付けて！悪質業者は君を狙っている！」が高校、特別支援学校、大学に配布されていると。ところが1、2年生の活用が少ないと。これからの展望ということだったのですけども。その答えになりそうなのが、SNSというのは学校の運用ではなく若い人達が広く使っているSNSだということですので、割と一般論なのかなと。 もう一つの取組につきましても、世代としてターゲットを高校生に置いているのは分かるのですが、これも特段学校教育は関係ないことはないですけども、直接関わらないですよね。先程ご質問のあったのは、和歌山県下の高校に対して活用を促しているという話で、その効果はいかがだったのかという話だったのですけども。 ちょっとずれているように思うのですが。ですので先程の質問に立ち返って1、2年生での活用した取組。実はこれタイミングの問題もあるんですね。この調査をしたのは4月ですので、4月ということはまだ年度の始まった当初です。ということは、ここで悪い部分が非常に多いのは、ついこの間まで3年生だった子達に何かやりましたと。 そして1年生はまだ入ったばかりなので何もしていないというのは当然で、2年生に関しては少ないのかなと思うのですが。 先程の進捗状況の中にも学びの丘の取組というのもいくつか出ていたのですけども、どちらかというと教育研修の話が中心だったと思うので、実際に学校現場において、高校生に対するアプローチがどうなっているのかというところが、もし何か情報をお持ちの方がおられましたら教えていただきたいのですけども。
県立学校教育課	県立学校教育課です。よろしくお願いします。 県教育委員会としまして、消費者教育というものは単に被害に遭わない消費者の育成というだけではなくて、自ら考えて行動できる自立した消費者の育成、更にはよりよい社会の発展のために積極的に社会に関わっていく態度の育成という意味で、教育の根幹部分に関わっていると考えております。先程質問にありました1年生、2年生に対する周知という部分ですけども、特に高等学校の方では家庭科及び公民科の授業において取り扱いがなされています。 県教育委員会としまして、2020年以降の高校入学生が成年になる3学年になるより前に、1年生、2年生の内に必ず授業を行いなさいという形で指導させてもらって

	います。 各学校に対して必ず履習計画を作っていただいて、それを私たち教育委員会の方でチェックさせていただいて、それが例えば高校３年生にある場合については１年生、２年生になんとか展開できるように、例えばそこで非常勤講師が発生する場合につきましては、その分予算措置を行う対応をしておりますので、県下につきましては、必ず１年生、２年生の段階で１８歳成人について公民科、家庭科で授業を受けてもらうという形になります。
議長	ということは少なくとも県立高校においては１、２年生の段階で何らかの消費者教育に関する学びは履習、学習は済ませているということですね。 ただですね、私は大学の教員で今現状は２０歳の成人ですから大学に入ってからということになるのですが、大学にも実は「気を付けて！悪質事業者は君を狙っている！」のパンフレットをいただいています。 実際に大学は何をするのかというと、入学式で配るやり方ですね。 特に私なんかは一般教養で消費者教育的なことをやるんですけども、配布以上のことはできていないというのが実感です。 今、教育委員の方から非常に力強いご説明がありましたので、県立学校では適切な消費者教育が行われているということで話をしたところですが、私も元高校の社会科の教員だったので、実際、現状は教科書にそういう項目はない状況のなかで、例えば消費者問題、成人年齢引き下げというのは、新しく付け加えたような恰好になるので、実際のところ抵抗があるのかなと思うので、場合によっては先程ご報告がありましたように「学びの丘等における新任教員に対する研修」ですね、こういった形でこの消費者問題というのはしっかり預かっていくべきなのかなとは思っています。 もちろん新任だけでなくて現職の先生方も、私は普段、現職の先生方と一緒に仕事をしているので、いろんなレベルで進めていっていただきたいと思います。 なんと言っても文部科学省が新学習指導要領の改訂にあたって、改訂のポイントとして具体的に挙げている項目ですから、ぜひ行政として積極的に取り組んでいっていただきたいと思います。 他に、成年年齢の引き下げにありましては次年度の４月からということでありまして、本当に喫緊の課題になりつつあります。この事についてもっと何かしたほうがいいよとか、ご意見ありませんでしょうか。 成戸委員ありませんか。
成戸委員	ちょうど孫たちが中学校、高校といるんですけども、今日のこの課題に少し関係なく外れた感想になるのですが、コロナ過にあって家庭で自由に過ごす時間がちょっと持ちすぎたかなと思うところがあって、学校へ行くのが嫌な生徒もすごく増えているように思います。学校では色んなことを教えていただいて学校の授業を学んできているんですけども、家庭にいることによって気ままになるというか甘えというのか、そういった所が少し出てきているのかなと感じているところです。

	今後、引き締めていっていただくためには、教員の先生方のご苦労があるのかなと思ったりしています。 それと、大学を出られて直ぐの先生方につきましては、生徒に接していただく方法と いうのか、そこらへんがもう少しベテランの方達と共有し合って、生徒を引っ張って いく環境になっていただけたらなと勝手な思いをしております。
議長	ありがとうございます。 もちろん、若い先生方は教員免許を持っているというだけで、今時の若者もいます ので、日々、おっしゃった先生と共に先生も育てていただきたいと思います。 ということで、いろんなご意見ございますが、あくまで本日は進捗報告並びに進捗に 伴う新しい取組のご紹介であったと認識しております。 これで皆さんからご意見がないようであれば、以上をもって議会の終了とさせてい ただきたいのですが、皆さんどうでしょうか。 【意見なし】 それでは以上をもちまして議会を終了させていただきます。 スムーズな議会の進行にご協力いただきましてありがとうございました。 以上をもちまして議長の務めを終了させていただきます。 ところで、現在の委員による審議会は今回で最後になります。 任期満了ということになります。私会長というような重責をいただきまして、皆様 のお陰様でやってくることができました。 また再任される方もおられると思いますけども、一様の区切りということとさせて いただきたいと思います。
司会	岡崎会長ありがとうございました。 皆様の今期の任期は、令和4年3月31日までとなっておりますが、今後とも消費者 行政の推進において、ご協力をよろしくお願いいたします。 以上で、令和3年度和歌山県消費生活審議会を終了いたします。 委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり、ご意見をいただきまして、ありが うございました。